

令和 7 年度さいたま市自動運転推進業務
要求水準書

1 業務名

令和 7 年度さいたま市自動運転推進業務

2 履行期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 2 7 日まで

3 履行場所

さいたま市浦和区、桜区、中央区地内

4 予算の上限額

78, 750, 000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

5 業務の目的

全国的に少子高齢化、人口減少が進む中で、公共交通分野においては、運転手の高齢化、人手不足が深刻化している。

本市においても、運転手の人員不足や令和 6 年 4 月施行となった自動車運転者の労働時間等の基準改正（改善基準告示改正）への対応により路線バスが廃止・減便するなど、市民の足に影響がでている。市民の自由な移動を確保する持続可能な地域公共交通を実現するため、運転手不足に対応する自動運転レベル 4 運行の社会実装に向けて、大型の自動運転バスの検証等を行うことを目的とする。

令和 1 1 年度を自動運転社会実装目標年として設定しており、本業務はその検討を始める初年度として位置付けられている。

6 提案を求める事項

業務内容を踏まえた以下の点について提案を求める。

(1)自動運転実証実験にあたっての下記の事項

ア 実施体制・計画

イ 調達車両の仕様

ウ 効果検証手法

エ 社会受容性向上のための検証手法

(2)自動運転レベル 4 運行実現にあたっての下記の事項

ア レベル 4 運行実現に向けた検証

イ ロードマップ

7 業務内容

業務内容については、プロポーザル審査における提案内容および地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）（以下、国庫補助金という）の申請内容を踏まえ、優先交渉権者と協議の上、決定するものとする。

7.1 自動運転実証実験

7.1.1 自動運転車両の調達

受託者は、自動運転レベル 4 運行の社会実装のため、次に掲げる事項をすべて満たす自動運転車両を 1 台調達（購入・リースは問わない）すること。

- ア 走行中に自動運転と手動運転を切り替えることが可能な自動運転システムを備えた車両であること
- イ 着座による乗車定員が約 20 人以上の車両であること（運転手含む）
- ウ 自動運転時の最高速度が 35 km/h 以上であること
- エ GNSS、IMU 機能を搭載している車両であること
- オ 障害物（駐車車両、工事現場等）を検知・判断して衝突回避ができるシステムを搭載している車両であること
- カ 車両に搭載したカメラにより車両内外の遠隔監視が可能なシステムを備えていること
- キ ステッカーやラッピング装飾により、自動運転車両であることが認識できるものであること
- ク 車両事故等に備え、準備開始から実証実験終了までの期間中、損害賠償保険に加入すること

7.1.2 自動運転実証実験計画の立案・準備

実施エリアの道路環境や地域特性等を考慮し、将来の自動運転の社会実装を見据え、令和 7 年度の実証実験計画を立案する。実験計画は、運行期間、時間、ルート、ダイヤ、運営体制等を検討する。

実証にあたり、関係機関調整の資料作成や各種申請等を行う。

7.1.3 自動運転実証実験の実施

実証実験は、「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン」（平成 28 年 5 月警察庁作成）に即して実施する。なお、今後、自動運転走行実証実験に係る制度等が変更された場合には、当該新制度等に即して実施する。

運行は、以下の内容により実施する。

期 日：令和 8 年 1 月 30 日（金）までに開始

期 間：13 日以上

運賃：無料

時間帯：5時間程度（昼休憩を除く10：00～16：00を想定）

場所：国道463号（北浦和駅西口～埼玉大学間）

体制：当該路線の交通事業者を含むこと

7.1.4 自動運転実証実験の効果検証・社会受容性の醸成

自動運転の実装に向けた技術面や運用面等の課題や効果、社会受容性醸成施策等を把握するため、利用者等へのアンケート調査および走行データ分析を行う。

7.2 自動運転レベル4 運行の実現に向けた検証

レベル4自動運転移動サービスの社会実装を見据えた検証に向けて、自動運転の課題及び解決方法について妥当性や有効性を検証するとともに、更なる課題抽出を行う。

7.2.1 経営面における検証

持続可能性等の観点から事業費確保策を踏まえた収支計画書を作成し、事業モデルを検討する。

経済的波及効果や交通以外の分野における公的負担額の軽減等による持続可能性の向上策の方向性についても整理する。

7.2.2 技術面における検証

走行特性、安全性の検証として、歩行者・障害物（路上駐車・工事現場等）の検知・認識・自動回避の精度・頻度、信号、横断歩道が存在する交差点等のインフラ協調の必要性、遠隔監視システムの導入等について分析する。

7.2.3 社会受容面における検証

自動運転移動サービスに対する受容性や、協力意向等について、実証実験に関するアンケート調査結果を踏まえ、取り組みの検証を行うとともに、更なる取り組みについて検討を行う。

7.2.4 その他検証・整理

経済的波及効果や上記検証を踏まえた他地区展開の検討を行う。

また、道路運送法、道路交通法、道路法など運行に直接関係する法令のほか、民事責任に関する自動車損害賠償保障法、民法、製造物責任法など、自動運転の社会実装に向けての課題となることが想定される法令、制度の整理を行う。

7.2.5 ロードマップの作成

上記を踏まえ、令和11年度までのロードマップを作成する。

7.3 協議会等の運営支援

レベル4自動運転移動サービスの実現に向けては、関係行政機関、事業者等による地域コミッティ会議および庁内検討会を設置し協議（各2回程度）を行うことを想定している。会議開催にあたって、資料作成や、議事録作成などの運営支援を行う。

7.4 報告書作成

上記をとりまとめ、報告書を作成する。実証実験において収集したデータの提出も行う。

受託者は、上記報告も含め、本事業において収集したデータ、安全性、利便性、社会受容性、将来性、経営面、地域の移動手段としての代替性・補完性に関する検証結果及び発生した課題について整理し、国庫補助金に関する報告書類を作成する。また、令和8年度の国庫補助金の申請に向けた応募書類の整理を行う。

7.5 打合せ協議（3回）

打合せ協議は、業務の着手時、中間時、業務完了時に行うものとする。

8 成果品

検討過程及び検討結果についてまとめ、下記を提出するものとする。また、本業務は、業務成果を電子データで納品する「電子納品」の対象とし、「電子納品」にあたっては、「さいたま市電子納品要領【簡易普及版】」を適用する。

- | | |
|---------------------------|-----|
| (1) 報告書（A4 判ドッジファイル） | 2 部 |
| (2) 電子成果品（CD-R または DVD-R） | 1 部 |
| (3) その他、監督員が必要とするもの | 1 式 |

9 ウィークリースタンスの実施

本業務は、ウィークリースタンスの対象業務である。業務環境を改善するため、業務着手時の初回打合せにおいて、受発注者間で取り組む意思及び内容を確認し、次の取組内容を設定する。

- (1) 月曜日を依頼の期限日としない（マンデー・ノーピリオド）
- (2) 水曜日は定時の帰宅に心掛ける（ウェンズデー・ホーム）
- (3) 土・日曜日に休暇が取れるように金曜日には依頼しない（フライデー・ノーリクエスト）
- (4) その他、任意に設定する

10 その他

本業務の遂行に係る各種法令等を遵守するほか、「さいたま市契約規則」、「さいたま市業務委託契約基準約款及び別記・情報セキュリティ特記事項」の規定を遵守することとする。

受託者は、業務を履行するにあたり、人権の尊重を基本とするとともに、人権に関する社員研修の実施等により、業務従事者が人権に配慮することができるよう努めること。